

第4章 ゆとりと潤いのある美しい環境の創造

第1節 緑・水辺・公園

社会の成熟に伴い、公害の防止や自然保護により環境を保全するのみならず、緑や水辺といった、われわれに心のゆとりや潤いを与えてくれる豊かで多様な環境を創造していくことが求められている。

このため、緑化の推進、緑地等の地区指定、荒廃した林地の整備等により、豊かで多様な緑を創出するほか、親水性に配慮した水辺空間の整備、公園の適切な配置、整備が進められている。

緑に関しては、県下の森林面積で見ると、平成10年度末現在563,857haであり、県土の67.2%を占めており、森林の蓄積量は91,329千㎡と前年度より2.2%増加している。保安林の面積は平成10年度末現在で176,724haであり、前年度より0.1%増加している。

緑地保全地域等の指定状況は、「環境の保全と創造に関する条例」に基づく環境緑地保全地域の指定が平成11年度末現在36か所・122.37ha、「都市緑地保全法」に基づく緑地保全地区の指定が平成10年度末現在35地区・2,855.1ha、緑地協定の締結が平成9年度末現在106地区となっている。

また、森林地域における質的な向上を目的として、県では里山林整備事業を進めており、平成11年度末現在52か所・1,717haが整備されている。

道路の緑化については、平成11年度末現在県が管理する道路の延長4,816kmのうち、510kmの区間で実施されている。

都市公園の整備については、平成11年度末現在総面積5,154haであり、県民一人あたりの公園面積は9.84㎡で、前年度より1.03%増加している。

また、天然記念物（県指定）の指定状況については、平成10年度末現在111件である。

第2節 景観・環境美化

本県には、歴史的なまちなみや阪神間を中心として明治以降に形成されてきた旧居留地やモダニズム文化の影響を受けた良好な住宅地等の歴史的遺産が数多く残されている。

調和のとれた美しいまちなみや景観の形成については、平成11年度末現在「景観の形成等に関する条例」に基づく景観形成地区が12地区、風景形成地域が2地域指定

され、「都市計画法」に基づく地区計画等が156地区(7,490.0ha)、建築協定が221地区策定又は締結されている。また、「屋外広告物条例」に基づく広告景観モデル地区が10地区、「環境の保全と創造に関する条例」に基づく環境美化区域が153地区指定されており、魅力ある景観の形成や環境美化に関する取り組みが進められている。

第3節 自然とのふれあいの推進

人類は、昔から、豊かな自然に囲まれ、自然との深いかわりあいの中で、日常生活や社会活動の場において自然からさまざまな恵みを享受しながら暮らしてきた。しかし、近年、都市部やその周辺において身近な自然が失われ、自然に対する理解や尊敬の念が薄れ、我々の生存基盤が自然そのものにあるということが認識しにくくなっている。

このため、自然とのふれあいを推進し、自然に対する認識を深めるための取り組みが進められている。

自然公園は重要な自然とのふれあいの場であり、県下に2カ所の国立公園、1カ所の国定公園、11カ所の県立自然公園が指定されている。これら自然公園面積は平成11年度末現在166,015haと県土面積の約20%を占めている。自然公園の平成11年度利用者数は約3,163万人である。その他、自然公園外においても、姫路市自然観察の森、青垣いきものふれあいの里、加古川ふるさと自然のみち等の身近な自然とのふれあいの場が市町で整備されている。